



集団移転事業と被災者支援

松田 由雄

**問** 玉浦西集団移転地には、既に入居されている方もいる。今後、土地が建て主に引き渡された後に、地盤調査によって、何らかの地盤改良が必要とされる問題が発生した場合の対応について伺う。

**市長** 建物を造るための工事もあるし、それからその構造によっては、地下、あるいは、地上、階上が少し高くなるとか、そういったさまざまな条件の下に建築がなされると思いますので、一概に原因については調査をしてみないと分からないことがあります。それによって、対応します。

**あらゆる制度を利用して**

**問** 現段階で集団移転先への住宅建設、災害公営住宅への入居、民間のアパート入居などについて対応ができないでいる被災者の方についての状況を伺う。

**健康福祉部長** プレハブ仮設住宅に入居されている世帯のうち、移転先が確定していない世帯については、現段階で26世帯と把握しています。また、みなし仮設住宅に

入居されている方については、現在調査を実施中で、移転予定の確認を行っています。

**問** 市長は市政報告で、被災者への包括的な支援ということを述べている。自立したくても自立できない被災者もいるので、あらゆる制度を利用して、全ての被災者が災害公営住宅や市営住宅へ入居できるように、積極的に支援すべきと思うがどうか。

**市長** 基本的には災害公営住宅ということですが、市営住宅等の入居も希望している方がいましたらそのように手当てをしたいと考えています。また、あらゆる手法を使って、できるだけ早く、とにかくプレハブ仮設から出ていただく努力をし、自立に向けた支援をしていきたいと思っています。

◎その他の一般質問  
・子ども・子育て支援新制度



ごみ集積所

奥戸 幸次

**問** ごみ集積所の設置基準はどうなっているのか。

**市民経済部長** 岩沼市ごみ集積所の指定及び維持管理に関する要綱で、おおむね20世帯から30世帯に1カ所とし、ごみ収集作業が安全で効率的に行える場所、土地所有者または管理者の了解を得ていることなど4項目を条件としています。

**設置指導は行っているか**

**問** 将来世帯増が予想される新たなアパート、マンション等が建設される際のごみ集積所設置指導はどのように行っているか。

**市民経済部長** 新たにごみ集積所を設置しようとする場合は、事前に市と協議していただくこととしていて、その際に土地所有者の了解など指定基準に適合しているかを確認しています。

**問** 高齢化社会を踏まえ、ごみ集積所の設置の仕方やごみ収集の仕方についてどのように考えているか。

**市民経済部長** ごみ集積所の設置

は市が役割を担っていて、高齢者社会では十分に検討しなければならぬと思います。ごみの出し方については、巨理名取共立衛生処理組合が担っています。平成28年度に稼働を目指している新ごみ処理施設の建設が進められており、組合を構成している2市2町が、収集の統一化、あるいは出し方も含めて検討を進めるべきだと思います。

◎その他の一般質問  
・防犯対策